



**Gwave Incubate**

## Gwave Incubate 利用規約

2013年7月1日 初版

2018年7月1日 改定

2022年10月1日 改定

2024年2月1日 改定

## Gwave Incubate 利用規約

本規約は Gwave Incubate（以下、「当施設」という）の利用について定めるものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。

### 「当施設」の表示

当施設の名称：Gwave Incubate（ジーウェーブインキュベート）

当施設の指定管理者：インタラクティブ株式会社（以下、「管理者」）

当施設の所在地：沖縄県宜野湾市宇地泊3丁目7番地1号

宜野湾ベイサイド情報センター2F

### 第1条（目的）

当施設は、起業家のモチベーションが上がる環境と起業家をバックアップするサポートを備えたインキュベーション施設です。熱い思い・ビジョンを持った起業家が集まり、有能な専門家陣のサポートを受けることができ、さらには起業家間のコラボレーションを生まれる仕組みをつくることで、将来有望なベンチャー企業を創出することを目的としています。

### 第2条（利用プラン）

当施設には次に掲げる3つの利用プランがあります。

#### 1. 正会員プラン

個人事業主もしくは小規模なスタートアップ企業を対象としたプランです。

#### 2. 1日会員プラン

出張中の方などビジネスユースの利用者を対象としたプランです。

#### 3. 法人会員プラン

Gwave Incubate の起業家との連携を期待する法人企業の方向けのプランです。

### 第3条（サービスと料金）

宜野湾市情報産業振興施設の設置及び管理に関する条例が定めるインキュベートブースの使用料を元に料金を決定しております。各プランのサービスについては当施設ホームページをご参照下さい。

### 第4条（利用の許可）

当施設を使用するためには、管理者の許可を受ける必要があります。利用希望者は、本規約に同意した上で管理者が定める方法により利用申請をしてください。

別に定める「Gwave Incubate 利用申請要綱」により選考し、利用の可否を判断します。

#### 第5条（料金の支払い）

1. 施設利用料金及び鍵付きロッカーの使用料は原則前払いとなりますので予めご了承下さい。料金の支払い方法は利用プランにより異なります。正会員プランは銀行振込もしくは窓口での現金またはクレジットカード、QRコード決済をお選びいただけます。1日会員プランは窓口での現金またはクレジットカード、QRコード決済となります。法人会員プランで銀行振込となります。
2. 会議室は有料サービス（500円/時間）としてご利用いただけます。
3. 印刷・コピーサービスは有料でお使いいただくことができます。

#### 第6条（入館カード）

1. 当施設の入退室にはセキュリティカードが必要になります。セキュリティカードの利用はプランによって運用が異なります。正会員プランではセキュリティカードは会員様にお渡ししますので、24時間365日好きな時間に入退室を行うことができます。1日会員プラン、法人会員プランではセキュリティカードはご利用時に窓口にてお渡しします。カードは無料でお使いいただけますが、窓口の営業時間である9:00～21:00の間しかご利用いただくことはできません。
2. セキュリティカードは複製したり、第三者に譲渡したり、転貸することはできません。
3. セキュリティカードに紛失・破損・盗難が発生した場合には直ちに管理者に届け出るものとします。この届出を怠ることにより、当施設ならびに管理者に損害が生じた場合、その賠償責任を会員が負う必要があります。
4. セキュリティカードの再発行には費用がかかります。
5. 管理者の許可を得た会員の同行者や訪問者はセキュリティカードを発行することなく本施設の利用ができるものとします。

#### 第7条（イベントとコミュニケーション）

利用者は当施設内において、管理者もしくは管理者の承諾を得た会員が主催するセミナーやイベントが行われることを予めご了承下さい。

#### 第8条（専門家の誘致）

当施設では起業家を育成するために、アドバイスなどのサポートを行うことができる高度な能力を備えた専門家を必要に応じて誘致します。専門家は管理者が選定し、無料で施設の利用ができるものとします。会員は管理者に相談の上、無償もしくは有償で希望する専門家からのアドバイスを求めることができます。

#### 第9条（当施設の使用に関すること）

1. 利用者は本規約ならびに利用するサービス個別の利用規約、宜野湾市が定める条例及び規則を遵守し、第三者に迷惑をかけない善良なる意識のもとで利用できるものとしします。
2. 当施設内は全面禁煙です。喫煙は管理者が定める喫煙所をご利用ください。
3. 当施設は幅広い方にご利用いただく施設ですので、私物の管理はご自身で行なってください。盗難、破損、汚染など損害が生じてても管理者では一切責任を負うことはできません。
4. 1日会員の方を除き駐車場はご利用いただけません。
5. 駐車場内における事故または盗難について管理者は一切責任を負うことができません。予めご了承ください。

#### 第10条（使用の制限）

当施設の利用者は次の各号に該当する行為を行ってはなりません。該当する場合には施設等の使用を制限もしくは停止させていただきます。

1. 立ち入り禁止箇所への立ち入り。
2. 指定場所以外での飲食並びに喫煙。
3. 他の利用者に迷惑を及ぼす音、振動、悪臭などを発す行為ならびに物品の持ち込み。
4. 当施設内の通路および階段、廊下等の共用部分を専有することや物品を置くこと。
5. 当施設内での動物の飼育や持ち込み。（管理者の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）
6. 当施設内において無断で物販等の営業活動をする事、ならびに宗教活動、政治活動をする事。（但し管理者の事前の承諾がある場合を除く）
7. 本建物や当施設内の通路や階段、廊下、外壁、ガラス面などに無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等を行うこと。
8. 公序良俗に反する行為や、他人に迷惑をかける行為、施設等に危害を加える可能性のある行為など管理者が不適切と判断する行為を行うこと。
9. 暴力団の構成員やこれらの支配下にあるものとの関係を持つこと。

#### 第11条（保守点検等）

1. 管理者は当施設の防火、構造、造作及び設備等の維持保全、その他管理上必要がある場合には対象となる場所に立ち入り、保守点検を行い適切な措置ができるものとしします。
2. 第1項の規定に基づく立ち入りの際、利用者は管理者の措置に協力し、立ち入りを拒否することができません。
3. 当施設は電気事業法に基づく法定点検により年に1回から数回の停電作業を行う可能性があります。利用者は予め了承し、本項に該当した停電に際し管理者になんら要求することはできません。

#### 第12条（届出事項）

当施設の会員は利用に際し、「Gwave Incubate 利用申請要綱」に規定する事項をご登録いただきますが、同内容に変更があった場合には速やかに管理者までご通知下さい。

#### 第13条（損害賠償）

会員の故意または過失により、当施設や管理者、他の利用者、その他の第三者に損害を与えた場合は、管理者に直ちにその旨を通知する責任があります。加えて会員はこれによって生じた一切の損害を賠償しなければいけません。

#### 第14条（免責事項）

次に掲げる事由により会員が被った被害について管理者はその責を負いませんので予めご了承下さい。

1. 台風、地震、津波等の天変地異や、火災や暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、機器の故障などの偶発的な事故、その他管理者の責めに帰すことのできない事由。
2. 利用者が他の利用者や第三者により被った損害。

#### 第15条（契約の解除）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者は会員に対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、直ちに会員に対し当施設の使用を中止させることができます。

1. 管理者が会員に対し注意や催告をしたにもかかわらず是正しないとき。
2. 使用料金をお支払い頂けないとき。
3. 他の会員や当施設、管理者に対し過度な妨害や損害を与えたとき。
4. 本規約に違反したとき。
5. 会員と連絡がとれなくなったとき。
6. 会員が暴力団もしくはこれらの支配下にあるものと関係者であると判明したとき
7. 管理者が契約解除を妥当だと判断したとき。

#### 第16条（秘密情報）

1. 本規約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全てと、会員が当施設利用中に知り得た、他の会員および管理者の有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
2. 当施設は法人の枠を超え、様々な方が利用する施設であり、コラボレーションを推奨しております。その関係で会員に限らず、第三者も含め多くの会話や情報交換が行われます。それゆえ会員は自らの責任で秘密情報を管理しなくてはなりません。万が一、会員の秘密情

報が漏洩した場合にも管理者および当施設は一切の責任を負いません。

3. 本条の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- ①開示の時点ですでに公知の情報またはその後会員の責によらずして公知となった情報。
- ②会員が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- ③開示の時点ですでに会員が保有している情報。
- ④会員が開示された情報によらずして独自に開発した情報

#### 第17条（守秘義務）

1. 契約期間中に会員が、他の会員もしくは管理者の第16条に規定した秘密情報を知ってしまった場合、会員はその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の許可なくソーシャルネットワークサービス（SNS）やブログ、自身のホームページなど、一切のWeb上あるいはその手段の如何をとわず、第三者に開示、漏洩、公開、もしくは利用してはなりません。万が一、会員が本項に規定する内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、管理者はその責任を負いません。
2. 会員は秘密情報について複製、複写等の行為を行ってはなりません。

#### 第18条（雑則）

1. 会員は当施設の内外を問わず、宜野湾ベイサイド情報センター（以下、「Gwave」）に同居する事業者、Gwaveの利用者、近隣店舗、近隣住民への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう十分な注意を払わなくてはなりません。
2. 当施設利用者の間でのトラブルを未然に防止するため、当施設内において他の利用者への配慮を十分に行わなくてはなりません。
3. 会員は当施設が会員相互の協力のあることを認識し、当施設の内外を問わず周辺の美化ならびに自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮することとします。

#### 第19条（個人情報）

当施設の利用に伴い会員より開示を受けた個人情報については、別に定める「個人情報保護規定」に則り、管理者は厳重に管理する義務を負います。

#### 第20条（規約の改定）

本規約は管理者の都合により内容が変更されることがあります。会員の皆様は予め承諾ください。なお、変更の際には会員の皆様に通知等を行います。

第 21 条（協議解決）

本規約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には管理者及び会員は誠意をもって協議のうえ円満に解決を図るものとする。

第 22 条（合意管轄）

本規約につき紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

会員は本規約を遵守するものとし、且つ公序良俗に反することなく、当施設が円滑に運営を行えるように管理者ならびに当施設利用者と相互に協力しあうものと致します。

2013 年 7 月 1 日 制定

2018 年 7 月 1 日 改定

2022 年 10 月 1 日 改定

2024 年 2 月 1 日 改定

沖縄県宜野湾市宇地泊 3 丁目 7 番地 1 号  
宜野湾ベイサイド情報センター  
TEL：098-942-8415

指定管理者：沖縄県宜野湾市大山 3 丁目 11-32  
インタラクティブ株式会社